

平成 22 年 2 月 22 日
 中学校校長会資料
 杉並保健所健康推進課

子宮頸がんワクチン接種事業について

1 子宮頸がんとは

○ 子宮の入り口にできるがんで、「ヒトパピローマウイルス(HPV)」の感染が原因です。国内では、年間1万人以上が発症し、約3,500人が死亡していると言われています。

罹患者は30～40代が多く、最近では20～30代の若い患者が増えています。

○ この予防ワクチン「サーバリックス」(英グラクソ・スミスクライン社)が、厚生労働省の製造販売承認を得て、平成21年12月に販売開始となりました。

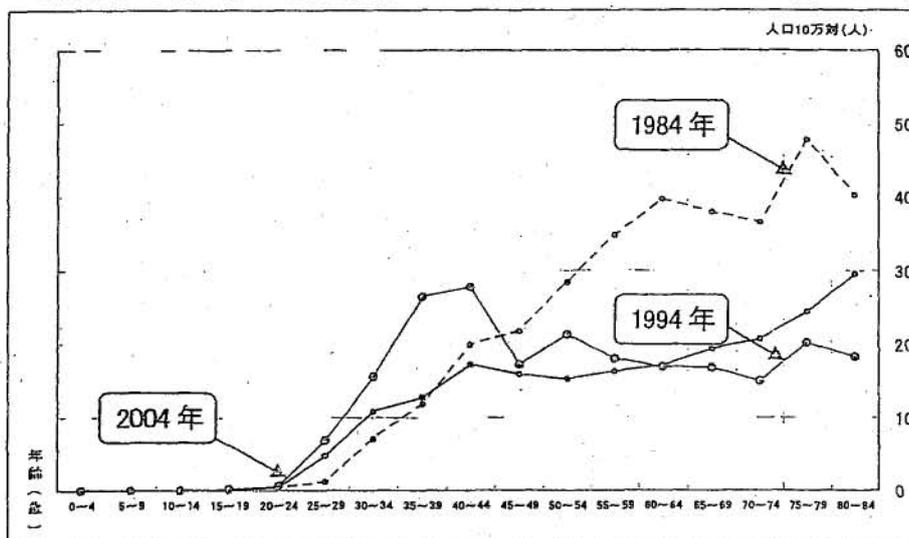
「サーバリックス」は、10歳以上の女性が接種対象で、半年以内に3回の接種(接種費用は3回計で約5万円)が必要です。ワクチン接種は、中学生段階(11～14歳)が最も予防効果が高いとされています。

2 ワクチン接種事業の実施

○ 区では、子宮頸がんがワクチン接種と検診を行うことでほぼ100%死亡を防止できるものであることから、中学進学者の女子を対象に、必要とされる3回分のワクチン接種の全額助成を行うこととし、平成22年度予算案に所要経費を計上しました。

○ 今後、学校関係者等による検討会議を設置し、保護者向けのわかりやすく効果的な啓発の仕方やそのための適切な資料の作成、医療機関による接種方法等の具体的な検討を進め、本年7月を目途にワクチン接種事業をスタートさせたいと考えています。

「子宮頸がん罹患率の年齢別推移 出典:国立がんセンターがん対策情報センター」



3 今後の進め方

(1) (仮称)子宮頸がんワクチン接種検討会の設置

- 本年3月に学校関係者等による検討会を設置し、事業実施に向けた具体的な検討に着手します。

《委員構成メンバー(案)》

- ・中学校長会、養護教諭研究会中学校部会、中学校PTA協議会からの推薦者
- ・保健予防課長、保健予防課保健師、上井草保健センター所長(医師)、学務課長、学務課保健師

※委員は合計で8名程度。事務局は、健康推進課が担当

《主な検討事項(案)》

- ・保護者に対する啓発方法の検討 ～パンフレット、ポスター、チラシの作成、講演会等の実施など
- ・実施方法、スケジュールの検討 ～助成方式(クーポン券による助成等)、医療機関の周知・案内、事業実施時期など

(2) ワクチン接種事業の概要(現時点での考え方)

- 事業開始 本年7月頃
- 対象者 新中学1年生女子 約1,600人
- 受診率 約30%(見込み)
- 補助率 100%(3回の接種で約5万円)
- 助成方法 有効期限2～3年間のクーポン券方式

【連絡先】

杉並保健所健康推進課長 大澤 章彦

【担当】

杉並保健所健康推進課健康推進係

久保田、大屋

電話 3391-1015

子宮頸がんワクチン接種事業の実施について

平成22年度から、中学生女子1年生を対象に、将来のがん発症予防及び健康な生活を生涯にわたって過ごせるよう、子宮頸がんワクチンの接種事業を、以下のとおり開始する。

1 事業開始の理由

- ① 子宮頸がんワクチン接種については、既に海外百カ国以上で実施され、その予防効果も実証されており、日本でも昨年10月に承認、12月に発売となったため、接種事業開始の環境が整ったこと。
- ② ワクチン接種により約7割の子宮頸がんの発症を予防し、ガンの発症による死亡や出産の不能、後遺症のリスクを回避することができること。
- ③ ワクチンの安全性も他の予防接種と同等またはそれ以下であり、一刻も早く事業開始をすることで、将来の区民の生命、身体の安全・安心を保てること。

2 接種対象者

平成22年度に中学1年生となった杉並区在住の女子 約1,600人
(平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれの女子)

3 事業の内容

接種対象者に6ヶ月の間に3回のワクチン接種を行い、費用を全額補助する。

○第1回目の接種期限 平成23年 3月31日
(第1回目の予防接種は、1学年のうちに行う)

○第2回目の接種期限 平成23年 5月31日

○第3回目の接種期限 平成23年11月30日

※ 1回目接種後、杉並区外に転出した場合も、杉並区の指定医療機関であれば引き続き接種可能

4 接種費用及び接種医療機関

1回当たり 17,000円(3回で51,000円)

杉並区医師会の研修会を受講した医療機関 医師会と契約

※但し、医師会未加入の医療機関であっても医師会の研修を受講すれば同条件で個別契約

5 事業の開始時期

平成22年7月20日(火)

6 事業の流れ

- ① 「予診票」及び「子宮頸がん予防接種のお知らせ」等を対象者の保護者あて郵送する
- ② 同封されている「子宮頸がん予防接種医療機関一覧表」に記載されている

- 中から希望の医療機関を選び、予防接種の予約を行う
- ③ 接種当日に「予診票」に必要事項を記載し、予約医療機関で接種を行う
※ 予診票を持参しない場合は、接種費用は全額自己負担
 - ④ 母子手帳に接種記録を記載する
 - ⑤ 接種当日は、保護者が同伴する
保護者以外の方（祖父母、保護者の友人等）に同伴を依頼する場合は、委任状が必要
 - ⑥ 予診票により、杉並区医師会を通じて費用を請求する

7 これまでの経過と今後の予定（周知・啓発について）

- 2月 中学校長会、養護教諭研究会中学校部会、中学校PTA協議会へ事業説明
- 3月 上記代表者、保健所関係者で検討会設置
- 4月 区立中学校入学式で保護者宛の「保健所からのお知らせ」配布
区内私立中学校には校長宛事業説明書郵送
- 5月 養護教諭、保健師向け研修会（5月11日、21日）
政策調整会議報告・了承（5月26日）
対象者全員の保護者にお知らせの送付（5月26日）
- 6月 区議会保健委員会報告（6月10日）
杉並区医師会主催の医師会員向け研修会（6月11日）
第2回検討会の実施（学校でのPR方法について）
保護者向け講演会の実施（6月20日）
- 7月 対象者の保護者宛、予診票等送付（7月13日）
事業開始（7月15日）

8 その他

① 他区の状況

- 渋谷区 10～19歳に1万円の補助
- 江戸川区 二定で補正により実施予定（中学生女子全員 全額補助）
- 江東区 三定で補正により実施予定（中学生女子全員 全額補助）
- 中央区 小6～中3を対象予定だが詳細未定

- ② ワクチン接種のお知らせとともに、子宮がん検診受診のPRも実施する。

保護者各位

杉並保健所からのお知らせ



～子宮頸がんから命を守るワクチンをプレゼント～

中学入学お祝いワクチン

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、「ヒトパピローマウイルス(HPV)」の感染が原因です。国内では、年間8000人以上が発症し、約2,500人が死亡していると言われています。

罹患者は30～40代が多く、最近では20～30代の若い患者が増えています。

この子宮頸がんを予防するワクチンが、厚生労働省の製造販売承認を得て、平成21年12月に販売開始となりました。このワクチンは、10歳以上の女性が接種対象で、中学生段階(11～14歳)が最も予防効果が高いとされています。

半年以内に3回の接種が必要です。

区では、子宮頸がんが、ワクチン接種と検診を行うことで、ほぼ100%死亡を防止できることから、中学進学者の女子(平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ)を対象に、必要とされる3回分のワクチン接種の全額助成を行います。

助成制度の開始は、夏ごろを予定しています。事業開始時には、杉並区に住民票のある、対象者の保護者に、ご案内します。接種時期や医療機関等の詳細につきましては、決まり次第、広報等でお知らせいたします。

助成制度開始前に子宮頸がんワクチン接種を行った場合は、助成の対象になりませんので、ご注意ください。



問い合わせ先：杉並保健所 健康推進課

住所 杉並区荻窪5-20-1

TEL 03-3391-1015